

## 公文書の管理に関するガイドライン等の改正概要

### 1 令和4年度第2回及び第3回公文書管理審議会での議論を踏まえた内容の「公文書の管理に関するガイドライン」(資料2-2 以下、「ガイドライン」という。)への追記

ガイドライン第7の1に重要公文書の判断に当たって以下の着眼点を追記しました。

公文書は、事案の方針決定における詳細な検討内容を含み、その事案を合理的に跡付け、又は検証することができる稀少価値の高い唯一の資料となり得ること。ただし、公文書の内容が概要に留まり、過去に公文書館へ移管した特定重要公文書のほか、その他の書籍や刊行物等でその内容が確認できるときは、該当の簿冊は重要公文書と判断しない場合もある。

一つの制度、計画、施策及び事業に関し、簿冊及び文書が複数ある場合は、全体的・包括的な情報が含まれるものや保存期間が長いものを優先して重要公文書とする。ただし、複数の簿冊及び文書を一連のものとして重要公文書と判断することを妨げない。

一つの制度、計画、施策及び事業に関し、簿冊及び文書が複数課に存在する場合は、その制度、計画及び事業の事務を主管している課の簿冊を優先して重要公文書とする。

ガイドライン第7の4の内容の見直しを行いました。

ガイドライン第7の4においては、第7の2及び3に該当しない公文書であっても、重要公文書に該当する可能性があるとして、その具体例を示しています。重要公文書該当の判断の効率化を目的として具体例の詳細化を行いました。

#### < 追加をした具体例 >

##### 施策等の例

- ・札幌まつり、オータムフェスト、だい・どん・でん!、札幌コレクション等の伝統、芸術、文化振興及び賑わいを創出する施策・行事等
- ・雪対策、福祉除雪、ヒグマ対策、熱供給事業、景観施策等の市民生活やまちづくりに重要な影響を及ぼした施策や事案等

##### 施設等の整備の例

観光施設、歴史的建造物、交通結節点、都心、地域交流拠点、高次機能交通拠点等

##### その他

市長副市長会議や企画調整会議等の「企画調整システム」に関する公文書、地方自治法施行以前の公文書

なお、この具体例に当てはまるものであっても第7の1に該当しない場合は重要公文書としない場合があるほか、この具体例に明示されていないものでも重要公文書となる場合があります。

フィルム（ネガ、ポジの種別や、動画、静止画の別は問わない。）の取扱いをガイドライン第7の5に明記しました。

フィルムとそのフィルムを媒体変換したもの（一例として、現像した写真、デジタル化したデータ、そのデータを保存した磁気媒体等）が別の公文書として登録されている場合の取扱いについて、新たに明記するものです。

記録された内容が重要公文書該当基準に当てはまるときには、原則フィルムとそのフィルムを媒体変換したものの双方を重要公文書と判断します。しかし、その例外として、フィルムが著しく劣化している（酢酸臭を発している、フィルム同士が接着している等の状態。ビネガーシンドロームとも呼ばれ、ほかに保存しているフィルムの劣化を招く危険性がある）場合や、フィルムを媒体変換したものが読み取り不可能な状態になっている場合は、その対応について公文書館と簿冊所管課で協議することとします。

## 2 これまでの通知の内容のガイドラインへの追記

北海道胆振東部地震及び新型コロナウイルス感染症に関する公文書の取扱いをガイドライン第7の2の表 に明記しました。

平成30年9月21日付札総第1545号「北海道胆振東部地震に関する公文書の適切な取扱いについて（通知）」（資料2-5）及び令和2年3月31日付札総第2281号「新型コロナウイルス感染症への対応に関する公文書の適切な取扱いについて（通知）」（資料2-6）において、北海道胆振東部地震（以下、「地震」という）及び新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）への対応に関する公文書の取扱いについて通知されました。各通知において、該当する公文書は保存期間満了後、公文書館への移管対象となるとされているところです。

この度、地震及び新型コロナに対する本市域内での対応に関する公文書はガイドライン第7-2に基づき、本市域外での対応に関するものは第7-4に基づいて重要公文書に該当するか判断することを定め、これを追記するものです。

札総第2281号の通知において、新型コロナに関連する公文書のうち重要なものは第7-4の「市民生活に重要な影響を及ぼした施策に関する公文書」に該当するとされておりました。しかし、通知発出後に感染症対策本部が設置される等、新型コロナを取巻く状況の変化から、重要公文書該当基準を変更します。

ガイドライン第7の2の表 における「公文書館が指定するもの」の内容を明記しました。

平成26年6月10日付札総第491号「重要公文書該当基準の追加について（通知）」（資料2-7）において、ガイドライン第7の2の表 の「公文書館が指定するもの」として「工事の概要がわかる図面、土質調査とし、図面に代えて、台帳や現況図面等で補完できる場合は台帳等とする」と定

めため、これを一部修正し追記するものです。また、工事の概要がわかる図面については原則として新築工事を対象とします。軽微な増築、新築時と同様の構造へ建物の改築や一般的な手法による解体等は重要公文書の対象としませんが、その他の重要性が高いと思われるものは、公文書館と簿冊所管課で協議することとします。

昭和22年5月3日以前に作成又は取得した公文書の取扱いをガイドライン第7の4に明記しました。

平成26年6月10日付札総第491号「重要公文書該当基準の追加について(通知)」(資料2-7)において、「該当する公文書は、内容に係らず、原則重要公文書に該当するものとする」、また、「同じ種類の文書が多数ある場合には、公文書館と協議すること」と定めています。これは地方自治法施行日以前の公文書の稀少性を鑑みたものであり、これを追記するものです。

### 3 改正個人情報保護法の施行に伴う札幌市公文書管理条例等及びガイドラインの改正

国は、個人情報の保護について、別個の法律や各地方公共団体の条例による規律により生じていた不均衡・不整合を是正及び個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的共通ルールを法律で定めることを目的として、個人情報保護法の一部を改正しました。(令和5年(2023年)4月1日施行 以下、「改正法」という。)

これに伴い、本市においても札幌市個人情報保護条例の廃止や札幌市情報公開条例等の関係規程の改正を行っておりますが、札幌市公文書管理条例(以下、「条例」という。)及び札幌市公文書管理規則(以下、「規則」という)には、これらの規程に準拠又は引用している箇所がありますので、これに合わせて各条文の改正を行いました。

また、ガイドラインの該当部分についても同様に整理を行っています。

#### <主な改正点>

条項	改正内容
条例第15条 (資料2-8、2-9)	特定重要公文書に個人情報が記録されている場合の取扱いについて、個人情報の定義を改正法の定義と合わせました。
条例第17条第2項 (資料2-8、2-9)	特定重要公文書の利用請求があったときの利用制限事由について、改正後の情報公開条例等と規程振りを揃えました。
規則第8条第5項第4号 (資料2-10、2-11)	廃止した個人情報保護条例の条項を引用しているため、当該条項に対応した改正法の条項に改正しました。
ガイドライン第6 (資料2-2、2-3)	特定重要公文書の利用請求があったときの利用制限事由について、改正後の条例第17条第2項と揃えました。